明和村広報

発行所 明和村役場
編集人 和田 実
発行人 奈良庄次郎
印刷所 小林印刷所

12月定例村議会

昭和33年度決算認定

堅実な黒字決算

剰余金百万円は財政積立金とした その他追加予算など審議

去る十二月二十二日オ九回明和村議会定例会が、明和村役場に開催された。出席議員二十一名、当局より坂上村長以下、助役、収入役、各課長列席、午前九時開会、議案十三件が原案通り可決、自由討議も活発に討議され、午后三時三十分終了した。

○建物廃棄処分について
東公民館の自転車置場が十九号台風にて倒壊したので、これを解体すること。

○寄附受入について
千江田小学校PTAより千江田小学校へ、教室暖房用ストーブ四台（四万円相当）が寄附され、これが受入について。

○明和村有線放送電話施設維持管理基金積立条例設定について
有線放送電話施設の維持費金として年々五万円以上積立てる条例設定。

○明和村危険物取締条例を廃止する条例設定について
法律の改正により、村で行つて居つた危険物の取締りが、県の事務となりこれが県に移管されたので村の条例を廃止する。

○明和村長、助役、収入役等の給与関係条例の一部改正について
一般職の給与改定にともない助役、収入役の給与を改正すること。

○群馬県町村職員退職手当組合設定について
各町村で行つて来た、町村職員退職手当を群馬県一円の組合を設立してこれを行うこと。

○赤城神社の国営護持に関する意見書について
赤城神社の国営護持と関する意見書を、厚生大臣衆議院議長、参議院議長へ提出すること。

○昭和三十四年度明和村オ　回歳入出追加更正予算
交付税が増額、農業関係の補助金があり、これが収入、罹災の補助や、小学校のストーブ寄附により、石炭代その他の支出金、合計五十九万円の追加。

○昭和三十四年度明和村国民健康保険特別会計追加予算
療養給付費の上昇につき約七十五万が不足、これが追加その他。

○明和村有線放送特別会計オ一回追加予算
有線放送オ二期工事が加入者三四三戸となり、工事費が不足するにつき、八万六千円の追加、その他。

【一般質問】
村税増収才二期入について（飯塚議員）

昭和三十四年度村民税徴収実績について、安保改訂阻止統一行動に於ける管内教職員の動向について、新村建設計画実施上の諸施策について（尾花議員）公民館の活用と施設について村営水道完成後の既設水道組合の取扱いについて、明和中学校卒業生の就職状況について（堀口勝議員）国定公園の評価について（田島議員）中学校県大会選手派遣費について（田口議員）千江田地区は無医村地区になっているが、これが対策について（小松原議員）

大志を抱くだけでは不可

大切なことは、大志を抱き、それをなし遂げる技能と忍耐とを持つということである、その他はいずれも重要ではない。

（ゲーテ）

年頭のあいさつ

坂上義兵

新年お目出度うございます。私は年頭にあたり村民各位の御協力で村の行政が着々向上していることについて、心から御礼申します。昭和三十三年度の本村の徴税成績は郡内一位、県でも上位の成績でしたが、三十四年度も十二月現在の収入歩合は大体前年度と同じ成績です。これは誇るべき我が村民性の現れで、これによつて村行政の円滑な運営が約束出来るわけであります。私達行政を担当する者は一層奮発して、この村民のために奉公する決意を新にする次第であります。今年は新らしい水道計画で全村に簡易水道を布設したいと存じます。勿論これは希望者とし加入を強制するのではないが、所謂健康で文化的な生活を目指し、議会や区長さんの御賛同を得て実施の準備にかゝりました。道路や用水路など土木関係の仕事も村民と共に解決し、議会を中心に村民と共に実行して行く考えです。

昭和三十四年は不幸にして本村は凍霜害、雹害台風七号十五号等相次ぐ災害に遭遇され、特に農家は経済的に大打撃をうけましたが私達は充分この実情を認識して行政に当り、農業に関する色々な対策についても更に一段の勉強と努力をしたいと存じます。

多難であつた昭和三十四年を送つて茲に新らしく迎えた年こそ皆様の栄ある年になるよう。村民よ健康で、そして御家庭は円満であれ、我が村は平和であれとひたすら念願して年頭のあいさつと致します。

明けまして

お目出度御ざいます

第一次調査を終つた

農家台帳の使命

今年八月一日現在で調査した農家台帳は農業経営の三原則と云はれる「労力土地」「資本」を基本項目としたもので、その調査内容は今迄農林省が行なつたどの統計調査にも見られない大がかりのものと云はれており従つてこの調査を担当して直接農家に接した調査員の苦労は並大抵のものでなく又この調査に当り、終始御協力下さつた農家の方々に併せて厚くお礼申し上げる次才です。

農家台帳の使命は今更申す迄もなく、これからの農政基本確立の基礎資料ともなる重要な役割をもつて居るものであります。農業問題は年々深刻の様相を見せており、殊に酪農牛乳の価格下落又は養蚕の問題にしても今後容易ではないものが感じられます。さらに米麦については私達農民にとつて最も重要な問題と云へましょう。安い外国産のものと価格競争相手に立たされて困る麦を初め、米も最近では技術の進歩と農業の発達によつて八千万石を平年作として考へられるようになり最近にこ数年のうちには八千万石に達するであろうと云はれております。もしそうなれば現在の米麦価格支持政策はどう変るか甚だ気遣はれる訳です。勿論私達農民は何時も農産物の再生産に必要な価格支持政策は強く要望しなければなりませんが、現在こうして米麦については価格支持政策がとられておりながら酪農畜産所得は他産業に比較して却々較差が大きくなつていると云う憂うべき現状であります。

其処で農家のこうした不安を取除いて確かりした農業基本政策を樹てなければ私達農民の前途は益々容易でないものが痛切に感じられるので、農業団体は基本政策の確立を強く政府に要望しております。其処で政府では昭和三十四年と五年の二ヶ年をこの農業基本調査を行うための調査期間としておりますが、農業の基本政策を樹てるにしても、まず現在農家のありのまゝの姿を正確につかむ事が必要であり、農家台帳の調査結果はこうした国の基本的な農政を樹てる資料ともなる重要な役割を果すものです。

又この調査を、更にオ二次三次と分類集計をして農家区分や、経営組織の問題或いは自然的社会的な環境条件等農業事情についてより細かく分類して農業の実態を知り今後農家経営前進の挙ばへの方途が何処にあるか、或いは隘路を探り、更に村の農業振興の担い手は何処にあるか、或いは振興を阻害して居るものは何かと云うような事について農家個々について調査を実施して農業の総合発展のためにこの調査を役立たせなければならないと考へております。

今後こうした分析調査を行うには更に農家の皆さんに一層の御協力をお願いする次才です。

（統計課）

秋の消防点検

去る十二月六日明和村消防団の秋季点検が、梅島中学校々庭に午前九時より開始された。来賓多数参列のもとに、坂上村長の点検が九分団、団員一四二名に対して行はれた。

部下では明和の消防は規律ある整然とした消防団として定評あり、集合、姿勢服装の点検、機械器具の点検、部隊訓練、ポンプ操法、放水試験、分列行進と進みその統制ある行動は、消防の白眉とまで評せられた。

放水は、九十五馬力の自動車ポンプ三台、二十八馬力小型動力ポンプ六台の威力は、いかなる大火も瞬時に消止むる壮観であつた。

合併五周年記念大事業

広域簡易水道計画まとまる

明和村では合併五周年記念事業として村内一円にわたる水道計画をうちたてました。

本村はご承知のように下江黒斗合田などの一部を除く外、殆んど井戸の水質が悪く、しかも水位が低いので溜水の恐れもあり、地下水が高いので汚水の浸透も甚だしいため保健衛生上極めて危険な状態におかれています。

明和村では、このような問題を解決して更らに日常生活の合理化という点から衛生的であり、能率的であり、且つ婦人の労仂過重を解決して楽しい憩の場としての我が家の生活設計の推進を図り生活文化の向上と、消火栓の設置により初期の消火施設としての用をなすために簡易水道を計画したわけであります。

そして昨年十一月十日より新里を皮切りに、各部落を一巡りして懇談会を催して参りましたが、いづこも非常な盛況で予想以上の成果をおさめて参りました。

この計画中の簡易水道とは、広域簡易水道といつて従来の簡易水道の型を破つた新しい型の簡易水道で全国でもまだ珍しい水道の一つです。

すなわち名称こそ「簡易」という字句が使はれているが、実質的には市街地の上水道と同じ変るところがない大規模な施設になるわけです。

水源は梅原村の中央部に一ヶ所設け、地下約三百メートル附近よりの地下水を汲みあげ、この水を更に浄化して各々皆様のご家庭に配水管を通じて送水する仕組となっています。

この事業費は約三千四百万円、一戸当り平均約三万四千円程度と見込まれますが、このうちから国庫補助金が約四分の一程度、起債が約六割程度、その他村の繰入れ金等を差引くと、直接各ご家庭で負担していただくお金は大体一万円程度に見込まれています。但し加入世帯が少ない場合は二千円程度増額されるかもしれません。

この事業費に充当する起債の償還は年六分五厘で二十五年の年賦償還で行う予定ですが、この金は加入者の一戸当りにすると月額六十五円程度になりますので、この元利償還金は毎月の水道料に含めて徴収することになります。

しかし無駄な利息を払わずにするために、いつでも加入者の都合により、繰上償還をすることもできます。

水道料は実際に運営してみないとわかりませんが、元利償還金六十余円を含めて月額二百円以内でもむのと見られています。

この水道料金は月々の諸経費に充てる外、水道施設の原価償却分を相当見込んでいるので、今後の施設器具の損耗又は取換え等は負担の心配はいりません。

給水工事で、各ご家庭では水栓何個つけても結構ですが基本栓一個以上の工事費は一切加入者の負担となります。

調今回申込みをしないでオ二期工事を待つている向もあるようですが、今回の申込数が予定より少ない時は、加入者の工事費負担が割高になるので、負担が多くならないように、現在の給水人口に応じた設備をすることも考えられるので、その場合は施工後の新規加入はできなくなります。

又将来の加入者のために設備を大きくしおくことにすると、オ一期加入者がその分を負担しておくことになるので、オ二期加入者の負担は元利増が場合によつては二倍位かかるかも知れません。

そこで希望者は設計にかからない前に、なるべくお早目にお申込みをされるよう当局では望んでいます。

尚十二月末現在の加入申込者は表のとおりです。

（民生課）

部落名	戸数	既設水道加入者数	広域水道加入者数	計	加入率	備考
上江黒	112	26	9	35	31・25%	
下江黒	69					
斗合田	87		20	20	22・99	
千津井	115	27	69	96	83・41	
江口	123		81	81	65・85	
田島	92	79		79	85・87	
新里	101	3	76	79	78・22	
梅原	140		110	110	78・57	
南大島	199		176	176	82・44	
中谷	61	50		50	81・97	
大輪	174		114	114	65・52	
須賀	79		51	51	64・56	
川俣	74	49		49	66・22	
大佐貫	97		80	80	82・47	
矢島	119		103	103	86・55	
計	1,642	234	889	1,123	68・39	

（註）入ケ谷部落は館林市の簡易水道に加入しているため本表に含めず。

一日十円を貯金すると？

毎日十円づつ積立貯金をすると五年目位に元利合計額はどのくらいになるだろう。

そこで銀行の普通預金「日歩七厘」を利用して積立てた場合を試算してみたら五年目の元利合計額は一万九千三百九十十円で、うち受取る利息は千百三十七円ということになる。

なお、一日十円で目標「一千万円の貯蓄」を積立の定期預金一年ものの利率年六分の複利計算でするとは八十七年二ケ月で計画の一千万円貯蓄ができ、しかも実際の預け金は三十一万三千円に過ぎないそうです。

（経済課）

誰れもが知つて置きたい

國民年金制度のあらまし

[illegible]は発足して[illegible]十一月一日から実施[illegible]わが国の公的年金制度[illegible]は厚生年金保険をはじめ、恩給、各種共済組合による年金制度等いくつかに[illegible]これの制度がありますが、これらはいずれも一定の条件を備えた被用者を対象としているもので、国民の大半を占める農民、自営業者或は零細企業の被用者などは、いまだに年金制度からとりのこされたままになつているのが現状です。

今度の国民年金制度はこれらの者にも年金制度を及ぼして、老令、障害或は母子の状態になつた場合に、国民の誰れもが年金を受けられるようにしようとするものであります。

私たちが日常生活を送つているうちには、誰れもが[illegible]あるいは思わぬ事故によつて、身体障害者になり、また生計の中心となつていた者が急に死亡したために残された家族は不幸のどん底に陥ります。

こんな場合に起る生活の不安をなくするために作られたのが国民年金制度であります。

そこで国民年金制度のあらましを、十一月一日から実施された福祉年金とはどんなものか、ということについては、既に有線放送を通じてお報したところでありますが、今回は広報紙を通じて簡単に述べて見ましよう。

▽国民年金のあらまし

先づ基本的なたてかたとしては、予め保険料を納入して、それに応じて年金を受取るという仕組の拠出制を立前としていますが、現在すでに老令廃疾又は死亡の状態にある者或は保険料を納入する能力が乏しいために拠出制の年金を受けることができない人に対して保険料を必要としない、いわゆる無拠出制による年金を支給することを併用しています。

国民年金の対象は全国民であつて二十才以上六十才未満の者はすべて拠出制年金の被保険者となります。しかし昭和三十六年四月一日において五十才を超える者は被保険者となりません。他の恩給など公的年金をうけている者はこの制度から除外されます。

保険料、年金の種類、資格等のことについては裏をよくご覧下さい。この拠出制年金は今年の四月から準備して十月より受付けられる予定です。

▽福祉年金について

福祉年金は先に述べた通り保険料を納めないいわゆる無拠出制の年金で老令、障害、母子の三種類あつて十一月一日から実施されています。

オ一回年金支給が来る三月に行われることになつていますが、村民の皆さまの中でこの福祉年金の受給申請をしていない方はございませんか。

昨年末で明和村で受付けた福祉年金の受付件数は次の通りです。

老令福祉年金　三二八件
障害福祉年金　一八件
母子福祉年金　一九件

福祉年金についての対象事項については表の通りですが、まだ申請しない方或はこれから該当するようになつた方は、その都度役場の民生課にお問い合せ下さい。（民生課）

何が原因か？未熟児の出生

妊娠は病気ではありませんが、母の体力を維持し、胎児の充分な発育をはかり完全な分娩をするためにはいろいろな注意が必要です。妊婦としての注意を怠ると、生れ出る赤ちやんが未熟児として出生する場合が多いといわれています。

明和村において昨年一月から十二月までの一年間において、未熟児が十五人も生れ、そのうちで三人が既に死亡しています。こんなに未熟児が生れることは悲しいことで関係者を驚かせていますが、果して何が原因かよくわかりません。しかし妊婦の皆さんは大体次のことについては充分ご注意して下さい。

一、赤ちやんに食べさせるつもりで栄養をよくとること。
二、心の安静をはかり睡眠は充分にとること。
三、軽い仕事は平常通りにすること。
四、高い所へ上つたり、重いものの上げ下しはしないこと。
五、虫歯を治療してカルシウム分をたくさんとること。
六、医師、助産婦の検診は時折りうけること。

保健所で行う妊産婦などの検診には進んでおうけになつて下さい。（民生課）

年頭に思う

教育長　早川水門

せんだい戦の敗国ではないけれども、"三千世界に子を持つた親の心は皆一つ"で、"子供がかわいいと思わぬ親はなく、子供の幸福を願わぬ親はない。真に子供を愛する道は、之を正しく教育することだ」とは、偉大なる教育者ペスタロッチの名言である。

子供を幸福にしてやりたいと思いながら、不幸に追いやる場合も少なくないようだ。恵まれた家庭で育つた子供は、概して依頼心が強く、自主独立の精神が乏しい。余り恵まれていない様な家庭に育つた子供は、一般に自主性が強く、社会性にも富んでいる。精神的及び肉体的の生活力に於て大きな差異があるようだ。

親切が過ぎた結果は却つて不親切となり不親切らしく見えたことが、却つて親切となるようなこともあり得る。県教育長出沢先生の『イギリス視察談』の中に『イギリスを始め欧米諸国では青少年の躾訓につとめている。日本の教育には、この躾訓の機会がない』という一節があつたが、強い共鳴を覚えた。

いたずらに、子供を甘やかすことは、真に子供を愛する道ではない。どうしたら、愛する子供たちを正しく教育することができるか、どうしたら、文化的、平和的で自主性の強い心身とも健全な子供を育てることができるか。真剣に考えたいと思う。

（教育長）

國民年金制度一覧表

区分	種別	項目	内容
❶制度の建て方		年金の種類	拠出制と無拠出制　老令・障害・母子（遺児及び寡婦を含む）
		適用対象	現行公的年金制度の適用者及び受給権者を除く全国民　ただし適用者の配偶者及び学生は任意適用
		拠出期間	二十才～五十九才までの四十年間
		保険料額	二十才～三十四才まで月一〇〇円　三十五才～五十九才まで月一五〇円
❷拠出制年金	老令年金	支給年令	六十五才
		資格期間	十年
		年金額	月二、〇〇〇円～三、五〇〇円
	障害年金	資格期間	三年
		障害の程度	厚生年金保険一級二級程度
		年金額	月二、〇〇〇円～三、五〇〇円（一級には月五〇〇円加算）
	母子年金	支給対象	十八才未満の子のいる母子世帯
		資格期間	三年
		年金額	月一、六〇〇円～二、一五〇（一人につき四〇〇円加算）
	遺児年金	支給対象	十八才未満の遺児
		年金額	月六〇〇円～八七五円まで、オ二子以降一人につき四〇〇円加算
	寡婦年金	支給対象	十年以上婚姻関係を継続した六十～六十五才までの寡婦
		年金額	月五〇〇円～一、七五〇円まで
❸無拠出制年金（福祉年金）	老令年金	支給年令	七十才
		年金額	月一、〇〇〇円
	障害年金	支給対象	厚生年金保険の一級程度の障害者で二十才以上であるもの
		年金額	月一、五〇〇円
	母子年金	支給対象	義務教育終了前の子のいる母子世帯で二十五才以上の子のいない世帯
		年金額	月一、〇〇〇円、オ二子以降月二〇〇円加算
	支給制度		現行公的年金受給者の外、市町村民税の納付者、所得税納付者の配偶者及び扶養義務者所得額二万三千六百円以上のときは支給しない
❹国庫負担			保険料収入総額の二分の一　無拠出分については全額

大へん好評を博した 明るい越年運動

明和村では社会福祉協議会が主体となつて、年の瀬を前にして不幸な人たちを温かい心をもちよつて慰めはげまし合うと共に[illegible]社会の福祉を増進して明るい年こしを迎えようと、一戸当り平均三十円づつの募金運動を起しました。

その結果総額四万八千三十円の募金ができましたので村内の保護世帯三十世帯に対して、一戸当り四百円づつ、準保護世帯四十六世帯に対して一戸当り三百円づつ、保護施設に入つている九人に対しては三百円程度づつの歳末贈問品を贈り大へんに喜ばれ楽しいお正月を迎えることができました。それに残額の金二万八千円は福祉協議会の援護金として、これからの法外援護の資金に充てられることになつています。

ここに越年運動の結果を報告すると共に皆さんの御厚情に対しまして深く感謝の意を表する次第であります。（民生課）

◯　◯　◯

國民健康保険で

健康家庭、乳幼児など表彰

明和村国民健康保険では去る十二月十六日に役場において昭和三十三年度の健康家庭と、同三十四年度の優良乳幼児の表彰を行いました。

健康家庭では十三年連続健康家庭の中谷の磯見八郎さんを始め、斗合田多田屋作（九年）新里関口はつ（七）矢島丸山末吉（六）田中ひつ（四）江黒石橋恒枝（三）千津井中村はつ（三）菅原せい（三）中谷富塚安三郎（三）以上九名の皆さん。

優良乳幼児は田島奈良高志ちやん、新里市村智[illegible]ちやん江黒の、江黒丸山栄智子、関口満雄、柴崎冬市、斗合田平井早苗、千津井浩井昇、松本哲夫、江口今泉美保、田島高瀬幸子、梅原吉永尚之、柴崎駐、矢島斎藤康宏、山田敦子、大輪新口学、以上十六人の赤ちやんでした。

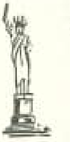

病気の予防と衛生

人間は丈夫でいる間は健康のありがたさを知らないが、一たん病気になると健康がいかに幸福なものであるかが身にしみてわかるものです。

病気は本人に肉体上、精神上の苦しみを与えるばかりでなく、周囲の人々にも同様の苦しみを起させます。家内に病人が一人できると患者に対する心配や、経済的苦痛その他のことで家中が暗く陰気になり、折角な[illegible]が生気を失い行くことができなくなります。そのほか勤め先の人々には勿論、伝染病などでは一般社会の人々にも大変な迷惑を与えることになるので、病気は自分一人の不幸ではないと考えなければなりません。

この意味で病気の予防ということが重要になつてきます。

病気には現在の医学の力では予防することのできない種類（癌、内臓など）のものもあるが、然し避けようと努力すれば避けられる病気も非常に多いものです。外傷、細菌によるもの、精神作用で起るものなどは本人の努力で避けられるものです。

病気にならないためにはどうすればよいだろうか。

細菌による病気や不摂生によるものは予防できるものであるから、日常生活に注意して是非予防しなければなりません。次に身体に抵抗力をつけること。そして次のことを守ることです。

一、規則正しい生活をすること。

そのためには一定時間の睡眠（大人では一日七～八時間）と休養をして働くときには全力をあげて働き、暴飲暴食をさけ、酒、たばこをのみすぎないようにすること。そしていつでも愉快に心をもち、物ごとにくよくよしないこと。体力に応じた運動をすることです。

二、栄養に注意し必要な食べ物をよくかんで食べること。

三、生活環境をよくすること。

住居は衛生的であることを主眼とし、日のよく当る空気のよい排水のよい場所にすること。

四、予防接種は必ず受けること。

夏は消化器系の伝染病が多いが冬は呼吸器系の[illegible]日頃[illegible]などが多いから[illegible]互に注意しなければなりません。

五、早期発見と早期治療。

自分では健康と思つていても一定の期間をおいて医師の健康診断を進んでうけるようにすること。

そして病気になつたならば無理をしないこと。病気に打ち勝つ精神は絶対に必要であるが、身体まで無理をしないで医師の命をよく守り療養に専念することです。

（民生課）

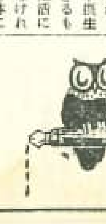

血圧測定

一月中旬に実施の予定

現在の日本人の死亡率の一番高い病気は脳出血で、ガンや心臓病等がこれに次いで高い死亡率を示しています。

明和村では成人病対策としてこれらの病気の予防について検討を加えてきましたが、近く高血圧症の対策として血圧測定を実施いたします。

実施の日時、場所等については有線放送をもつてその都度お知らせいたします。

年令四十才以上のお方はなるべく多数この測定をおうけ下さい。

（民生課）

総工費六千万圓の
デラックス校等を尋ねて

十一月十二日に、長野県更埴市の屋代中学校と埴生中学校を視察した。その大要をお知らせして参考に供したいと思う。

◉屋代中學校

昭和三十年四月、屋代町森村、雨宮縣村の三町村が合併し、全三十一年九月、倉科村が校収合併されて屋代町となり、更に全三十四年六月、埴生町と合併して更埴市となった。

中学校は、二十九年九月屋代町外三ケ村組合立中学校を設立したので、事実上は学校統合をしたことになり、更埴市になっても、単に校名を変更しただけで、二十九年から五ケ年計画で校舎、体育館、校庭、工作室を工費六千二百万円で完成し、逐次、内容の設備を充実し、プールも近く設置する予定とのことである。

生徒数八〇九名、十七学級の理想的な規模で、職員数三一、教育活動も非常によく行われている。

校舎の施設状況は次の通りで、本当に羨ましいほどである。

校務室、備品室が十三室（校長室、事務室、職員室、資料室、宿直室、保健室、放送室、生徒会室、理科準備室、家庭科準備室、工作準備室、数学準備室、工業準備室）体育館一棟（十八間×十二間）普通教室十七室、特別教室十六室（理科室三、家庭科室二、ミシン室一、工業教室一、図画室二、音楽室二、器楽室五、図書館一、給食室一という具合で、その内容設備も整っている。通学最遠距離は七キロ以上の所もある。原則として、四キロ以上は許可制で自転車通学を認めている。

◉埴生中學校

昭和二十九年に、埴生町とくい杭瀬下村が併して埴生町となり、三十年に五加村中区が分村して編入合併し、三十四年六月、埴生町と屋代町が合併して、更埴市となった。

中学校は、合併計画によるもので、昭和三十年十月着工、三十一年七月完工。全施設を一挙に完成したことと、教育活動と防災の見地から、校舎、教室の配置を合理的に設計したことを誇りとしている。現在、十一学級、生徒数四五〇。

校舎は、普通教室十一室特別教室十九室（理科室二、全準備室一、工作室一、全準備室一、音楽室一、器楽練習室一、裁縫教室一、図書室五、作業室一、全準備室一、家庭科教室三、全準備室一）外に、図書館一、放送室一、職員室一、校長室一、事務室一、保健室一、給食室一棟、会議室一、公仕室一棟、宿直室一棟、体育館一棟、その他で、プール（長二六m、巾一五m）もあり、充実した施設、設備をもっている。総工費四千六百二十万。

両校とも、すぐれた教育環境の中で、静かに、落ちついた気持で学習に励んでいる。ここの生徒たちは幸福だなあという感を深くした。（教育長）

●教育課程が改正になります

小学校は、昭和三十六年度から、中学校は、昭和三十七年度から、全面的に新しい教育課程に切替えられることになりました。この新教育課程のことについて要点をお知らせ致します。

○教育課程とは、どんなことか。

教科や特別教育活動などの目標、内容や種類、その指導に充てる時間などを、学年に応じて配当したものを教育課程といいます。そして、どの学校でも、編成し実施できる教育課程の全国的な基準を国が定め、各学校では、この基準に即して、それぞれの実情に適するような教育を実施することになっています。

○なぜ改正したのか。

現在の教育課程は、昭和二十六年に改正されたものですが、これについて、色々な批判が出て来ました。❶児童生徒の道徳性が低下した。❷基礎学力が低下した。❸時代の進運に伴い、科学技術教育を振興しなければならない。❹中学校生徒の進路や適性に応じた教育を徹底させる必要がある等々。そして、これらの問題を通して、名実ともに、わが民族の独立と繁栄をもたらし、国際社会において信頼と尊敬とをかち得る立派な日本人を育成しようとするものであります。

○小・中学校の教科はどうなるか。

教育課程の領域を❶各教科、❷道徳、❸特別教育活動、❹学校行事の四つの領域に分けました。

小学校の教科は、国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育の八つで、これまでと変りがありません。

中学校では、必修教科は国語、社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術家庭の八つで、選択教科は、外国語・農業・工業・商業・水産・家庭・数学（三年のみ）音楽・美術の九教科です。

道徳は教科とは別個に新たに設けられ、特別教育活動、学校行事と併せて独立の領域を持つこととなりました。

○教育課程の改正により、どんなことが必要になるか。

オ一は、教職員の研修です。新教育課程について十分研究をしてもらうことと新しい指導要領が十分こなせるだけの能力を身につけてもらうことが必要です。それには、研修の機会を与えることと研修に要する経費を予算化することが必要です。

オ二は、施設・設備の整備拡充ということです。それには特別教室の増設と内容の設備を充実しなければなりません。本村では、中学校の特別教室は甚だ少ないし、設備もまた貧弱です。この面だけでも相当多額の経費を要するわけです。

各教科の内容その他細かい点については省略致します。（教育委員会）

間近に迫った
所得税確定申告のあらまし

昭和三十四年もすんで、農業、営業等の所得も愈々確定されることになります。三月上旬には又納税相談日が設けられて、夫々申告をすることになるでしょう。

そこで昭和三十四年分所得税の概要についてお知らせ致します。（　）内は前年適用のもの。

（一）基礎控除　九万円

（二）扶養控除

一人目六五、〇〇〇円（五〇、〇〇〇円）

二人目二八、七五〇円（二五、〇〇〇円）

三人目二八、七五〇円（二五、〇〇〇円）

四人目二六、二五〇円（一五、〇〇〇円）

以下一人増す毎に、二六、二五〇円（一五、〇〇〇円）を加える。

【税率】

課税所得（低額の人が引下げになっています）

一〇万円以下　百分の一〇（五万円以下　百分の一〇）

一〇万円超　百分の一五（五万円超　百分の一五）

二〇万円超　百分の二〇以下改正なし

（三）社会保険料控除

昭和三十四年中に納入した国民健康保険税等が該当します。

（四）生命保険料控除

昭和三十四年中に払込んだ保険料の額が、一五、〇〇〇円までの場合は全額一五、〇〇〇円を超える分はその二分の一、払込の合計額が三〇、〇〇〇円を超える場合は、一律に二二、五〇〇円（最高額）

（三）と（四）はいづれも所得から控除になります。

（一）と（二）を加へた額があなたの所得より多いときは、所得税の申告の要はありませんが、少ないときは申告義務があるわけです。

迫って二月下旬になりますと標準率等が公開され、農業所得が確定するわけでありますので、申告納税について、予め心得ておいて下さい。

基本選挙人名簿確定

九月十五日現在で申告された基本選挙人名簿は十二月二十日で確定し、登録人員はつぎの通りです。

男　二、六一四人

女　二、八三五人

合計　五、四四九人

来年七月予定される知事さんの選挙もこの名簿で投票が行はれます。両選挙の都度補充選挙人名簿も調製されますがこれは申告制度で若し、登録申請を忘れた場合は、投票ができないと云う制度の相違があります。

烟作の大敵
土壌線虫を撲滅しましょう

最近畑作物の中で特に関心が持たれるものに土壌線虫があります。これはネマトーダとも云われて居る害虫で、大きさは一耗程度、而も透明であるために肉眼で見る事は困難で、顕微鏡で見なければならないと云う厄介な害虫です。この土壌線虫はすべての畑に居ると云はれ、麦陸稲豆類等を初め蔬菜芋類花卉果樹等およそ畑作物でこの被害をうけないものはないと云はれる程広い範囲にこの害虫に侵されており、全国でこの被害額は年間一億円と云はれております。

西瓜やトマト、ナス等が毎年同じ畑に作れない連作障害や陸稲や麦が連作によって収量がおちたり、またどんな作物を作っても出来が悪く、畑にくせがあるなどと云はれる処では、その主な原因が土壌線虫によるものである事が最近の調査では云はれております。この土壌線虫は三ッの種類に分れて居て、其の一ッにネコブ線虫があり、この害をうけると根に特有のコブが出来たり、又は根が二又や三又になったり、ヒゲ根が無数に出たりするのが特長で、主にナス、トマト、人参、胡瓜などが多く被害をうけます。オ二にネグサレ線虫はコブは出来ないが線虫の侵入した部分から腐敗して仕舞います。これはゴボー、馬令薯、大和芋などが特に被害をうけます。オ三のシスト線虫は根に寄生して養分を吸収して仕舞うので、豆類などはくきや葉が黄色くなって収穫皆無と云う大きな被害をうける場合もあります。

こうした畑作物の凡てに大きな被害を与える土壌線虫に対して、政府は昭和三十四年度から畑作振興の一環として土壌線虫防除実施地域を指定して線虫の撲滅を図ることになり、本村ではオ一回に江口園芸研究会がこの指定をうけて一町七反歩に実施しました。更に三十五年度分として佐貫地区で約十町歩の予備指定をうけ先般県から係官が来て実施地区の土を持帰りました。やがて分析の結果は線虫がどの程度居て、防除薬はどの程度使えばよいと云う処方箋が造られる事になっております。

この実施地域指定をうけると使用薬剤費の二分の一程度を国と県から補助して農家の経費軽減を図っております。今後も国では逐次地域を指定してこの事業を推進する事になっております。此の際地域指定をうけて、私達の畑からこの土壌線虫を徹底的に撲滅しようではありませんか。

土壌調査を實施
施肥改善對策として

水稲を作るのに肥料を施す割に収量が少ないとか、肥料は多くやらないのに倒伏すると云うやうな場合、この頃は、その原因を土に求めて調べる。即ち土壌調査が広く行はれるようになりました。これは耕作の基盤である土がどのようなものであるか、その状態を判っきり知ってその土に合った肥料を施す事が肥料の効果を大きくするばかりでなく、安定した収量を挙げる上にも、又農業経営の上にも極めて大切な事であるからです。ところが土壌調査はなかなか厄介なものとされ、土壌に知識を持たなくとも田や畑に作物を栽培する事が一方出来るので農家では今迄割合に関心が持たれなかったものです。而し近頃のように色々の肥料が出来て、堆肥から化成、或いは配合肥料で実に七千種類にも及んで居ると云はれ、そのため使う立場の私達農家にとっては選択を誤ると思はぬ失敗を招くと云うやうな危険もあるので、これからの農家は土地に合った正しい肥料の使い方を知らなければならないと云う必要から、最近施肥合理化対策が強く要望され、此の事業の一環として土壌調査を推し進めるようになりました。この調査は耕地に穴を掘って表土から下層迄の状態を化学的に調べて、土の特徴をつかみ、性質にあった施肥をする事によって肥料の効果をあげると同時に、安定した増収を図ろうとするものです。

今度県ではこの土壌調査を広く推し進めるために逐次地区を指定して調査する事になり、本年は本村がこの指定をうけて実施する事になりました。其処で過日三農協長及び農業改良普及員と共に本年度実施する地区について検討した結果、区画整理を行なった土地で而も二、三年以上経過した土地、これは区画整理によって各人の耕地形態が変る事と、用排水の状態が変るために二、三年の間は土壌変化を起す事があるのでそれ以上経過して固定した土地から調査することとし、今年は三地区に渉り、水田二〇〇町歩について実施します。今回調査班を編成して調査に当る事になり、対照地区農家の御協力を得なければなりませんが、調査には県農業試験場から方法について現地指導に来てくれる事になっております。場においては調査結果を取まとめて何処の田にはどんな肥料をどの程度施す事が最も適当であると云うように、施肥料の処方箋を作ってくれますから、これからは肥料が安心して効果的に使へるので安定増収が図れると云えませう。

今回調査に際しては農家の皆さんに一層の御協力をお願いします。

農業用耕耘機の
ナンバーの取付はすみましたか

農業用耕耘機（リヤカー等を取付けて道路を運行するもの）は軽自動車として申告して、ナンバーを取付けないと、交通取締上及び自動車税の違反となります。去る十一月二十五日に申告の受付を行ったのでありますが、まだ申告をしていないもの或はその後購入された方は至急左記によって申告して下さい。無申告で道路等を運行しますと罰則を適用されます。

（一）申告の場所

群馬県自動車組合館林支部（警察前）

（二）持参するもの

❶印鑑及び耕耘機の車体番号、エンジン番号を控えて行くこと

❷ナンバー代　五三〇円

自動車賠償保険

一ケ年　八三〇円

九ケ月　六八〇円

希望でどちらでもよい。

納期九ケ月申込の方は一八〇円、一ケ年申込の方は一、三六〇となるわけです。

割合に多い寄生虫

昭和村では婦人会と部落衛生班の協力を得てこの程度村民一般の寄生虫検査を行いました。その結果によると検査人員四八二九名、うち有卵者一、二一四名で陽性率二五・一%という成績でした。

前回（五月）実施したときは一般者が一五・四%、学童一七・三%平均して一六・二%という極めて低い陽性率でしたが今回の結果を比較して見ると、大へん陽性者が多くなってきています。つまり百人のうち二十五人以上が寄生虫をもっていることになります。

寄生虫の種類では蛔虫一五・三%、十二指腸虫五・六%、鞭虫四・九%、蟯虫〇・三%、その他〇・四%となっています。

お互に衛生をまもるために必ず駆虫剤をのみませう。そして今年も又五月頃検便することになりますが全員御協力下さいまして自分のからだを確めませう。（民生課）

民生児童委員改選

民生委員は方面委員時代より実に四十年の歴史をもって居り、いまでは児童委員を兼務して、地域社会福祉の推進者として、大いに村民より期待をかけられている存在となっています。

たまたま去る十二月一日全国一斉に改選されて、同月十日役場において厚生大臣よりの委嘱辞令が坂上村長立会のもとに四條福祉事務所長より伝達されました。今度民生委員に就任された方は次の通りです（敬称略）

江黒多田とみ、斗合田砂賀勝治、千津井江原常蔵、江口新井義造、田島小曽武二、新里堀口良一、稲荷福田甫司、中谷政上千枝子、南大島小松原澄次郎、大輪青木光子、須賀荒川紺、川俣宇木徳治、大佐貫大塚藤六、矢島泉田貞一。以上十四名の皆さんでした。

村民の皆さん、生活、児童身上、就職、その他すべての心配ごとができた場合は是非お気軽になんでもご相談下さい。（民生課）

昭和34年度明和村財政白書

昭和三十三年度の決算については、別表の通りでありますが、一般会計にです入で国庫支出金が、予算に比して二十万九千余円減収ですが、これは農業委員会施設補助金が九千円、早害応急対策事業費一万九千円新村建設計画補助金が十五万四千円、選挙委託費一万五千円、その他補助金一万円減の結果ですが、このうち新村建設計画補助金十五万四千円は三十四年度にて交付されることになつて居ります。

県支出金十三万三千余円減は、衛生費補助金六万六千円、農村振興事業補助金が六万九千円減額された結果です。しかし総体的には二百十九万余円の増収でありました。

才出においては、不用不急の経費を出来る限り節約し、健全財政樹立のためあらゆる方法を取り、剰余金を四百八十九万円余を出しました。

この剰余金は百万円を財政調整積立金に積立て、残金は翌年度に繰越しました。

国保特別会計は、合併当時の赤字決算に引続いて年々苦しい財政でしたが、三十三年度の繰越金に六十七万三千余あり才入は予算に比して、八十八万四千余円の増収で、才出において百十八万三千余円の残を出し才入才出で、差引二百六万八千余円の残余金を出しました。

要するに昭和三十三年度は、有線放送施設を優先的に考え、この為に不用不急の経費は努めて節約し健全財政樹立のために力を注ぎました。

○村長の財政方針

今年度の一般会計は新規事業として計上したものはありませんが、予算面二千九百九十七万円で、前年度予算より百四十三万円増額ですが、これは職員給の昇増、土木費、産業経済費の増加び本年度各種の選挙によるもので、予算編成は堅実性を保つため、才入については税収入及び地方交付税等の見込額の九〇％以下を計上しました。

○才入の確保と才入構成の合理化

課税の対象となる資産や所得等を確実につかみ、適正誠実のもとに徴税成績の向上をはかること

昭和三十三年に地方税法の一部が改正され、自転車荷車税が廃止され、代り財源として村たばこ消費税の税率が引上げられたが、たばこ消費の少ない本村では昨年度から差引四十万円程度の才入減となつています これについては消極的経費の節約によつて補うようにし、村民税は準拠税率、固定資産税は標準税率とし制限外課税はいたしません。

地方交付税については、前年度の普通交付税の交付額のみを計上して、交付税率の引上げによる増額分及特別交付税は今後の財政需要に備える財源として確保しました。

国庫補助金は逐年減少していますが、確実な見通しにより算定し、才入欠陥にならないよう計上しました

使用料手数料の増収につとめる外雑入については、才計現金を確実な金融機関に預託し、毎月の収入額、支出額を予め推算してその一部を安全有利な定期預金として利子の増収をはかることとした。

次に才出面については極力消費的経費の節約をはかり積極的経費についても緊急性、重要性のものについて重点的に配分し、行政実績の向上につとめた。

職員の給与については当初予算には現給の積算と若干の昇給分を計上したが、国家公務員の暫定手当の本俸繰入れ、初任給の増額に伴う増額が法令化されたので本村でも国及び県に準じて、九月の定例議会で一般職員の給与に関する条例の一部を改正し追加措置を行つた。

旅費、物件費、食糧費等消費的経費は前年度の実績を考慮して最低限度を計上したが、極力節約に努力する。

各事業費は従来の実績と本年の計画により必要額を計上したもので、本年は特に道路の整備補修のため土木費の追加更正を行つた

補助金、交付金、負担金については、つとめて厳正な支出を行う、特に組合外負担金については県及郡町村会の申合せを遵守し、已むを得ないもののみを支出する。

昨年本は涌霧害、冷害及台風十五号の被害等相次ぐ災害の発生により補助金交付金についても追加更正を行つた。

本年度は有線放送才二期工事を行うため、工事費中に三三〇千円、運営費に一五〇千円を有線放送特別会計に繰出すため予算の追加更正を行つた。

以上のように健全財政を堅持して、一般会計の運営を行い行政の向上発展に努するものです。

国保特別会計については前年度多額の繰越金を出す見通しがあつたので、今年度は国保税の税率を引下げたが、二重加入の廃止で減収給付費は減少する見込の処、予想に反し、四月以降却つてこれが上昇し、七月八月は、四月に比し三〇％の上昇率を示して居るので国保財政は極めて楽観出来ない状勢にある、その原因とも云うべき一件当りの点数が、全国上位にある実態が何処に起因するかを探究し、国保財政の将来のために遺憾なきを期したい。

有線放送特別会計は加入者月額一〇〇円の分担金が唯一の財源であるため、才出面と対比し、才入が貧弱なので広告放送による収入の増加をはかつて居る、才二期工事が完了したので、才入も増加し、これも緩和されると考えるが、将来分担金の若干の増額等の問題も研究さることと思います。

昭和33年度決算の概要

昭和33年度一般会計国保特別会計及び渡船特別会計に関する決算の概要は次の通りである。

1 一般会計

歳入

科目	予算額	決算額	予算に対する増減
1 村税	15,766,000	17,463,540	1,697,540
2 地方交付税	13,818,500	14,343,000	524,500
3 公営企業及び財産収入	45,900	48,751	2,851
4 分担金及び負担金	4,140,500	4,070,230	△ 70,270
5 使用料及び手数料	205,000	188,150	△ 16,850
6 国庫支出金	2,805,400	2,595,459	△ 209,941
7 県支出金	2,658,900	2,525,864	△ 133,036
8 寄附金	1,000		△ 1,000
9 繰越金	2,742,200	2,822,374	80,174
10 雑収入	206,300	524,222	317,922
11 村債	2,000,000	2,000,000	
合計	44,389,700	46,581,590	2,191,890

歳出

科目	予算額	決算額	不用額
1 議会費	1,122,600	1,084,954	37,646
2 役場費	9,587,731	9,322,666	265,065
3 消防費	1,624,200	1,430,693	193,507
4 土木費	1,623,300	1,527,577	95,723
5 教育費	7,134,577	6,871,863	262,714
6 社会及び労働施設費	465,525	435,571	29,954
7 保健衛生費	1,430,500	1,120,135	310,365
8 産業経済費	6,097,727	5,614,672	483,055
9 財産費	275,347	260,560	14,787
10 統計調査費	120,900	97,327	23,573
11 選挙費	669,900	588,792	81,108
12 公債費	835,896	825,896	10,000
13 諸支出金	13,227,200	12,507,624	719,576
14 予備費	174,297		174,297
合計	44,389,700	41,688,330	2,701,370

歳入歳出差引　残　金4,893,26 円

2 國保特別会計

歳入

科目	予算額	決算額	予算に対する増減
1 国民健康保険税	5,300,000	5,479,696	179,696
2 使用料及び手数料	1,700	1,220	△ 480
3 国庫支出金	4,537,000	4,865,665	328,665
4 県支出金	4,000	4,000	
5 繰入金	1,500,000	1,200,000	△ 300,000
6 繰越金	10,600	673,385	662,785
7 雑収入	13,000	27,312	14,312
合計	11,366,300	12,251,298	884,998

歳出

科目	予算額	決算額	不用額
1 役場費	1,124,012	952,384	171,628
2 保険給付費	9,201,000	8,478,767	722,233
3 保健施設費	562,400	547,052	15,348
4 公債費	1,000		1,000
5 諸支出金	258,900	204,585	54,315
6 予備費	218,988		218,988
合計	11,366,300	10,182,788	1,183,512

歳入歳出差引　残　金2,068,510円

3 渡船特別会計

歳入

科目	予算額	決算額	予算に対する増減
1 委託金	508・800	508・800	
合計	508・8800	508・800	

歳出

科目	予算額	決算額	不用額
1 越立費	508・800	508・800	
2 予備費			
合計	508・8000	508・800	

歳入歳出差引残金なし

第一　一般会計

1 収入及び支出の概況

自　昭和34年4月1日　至　全年9月30日における昭和34年度予算総額34・485・300円に対する執行の状況は次の通りである。

区分	当期分	前期分	計	予算に対する率	備考
収入額	21・544・005円		21・544・005円	62・47	
支出額	15,830・451		15・830・451	45・90	
差引残高	5・713・554		5・713・554		

収入の部

科目	予算額	収入命令額	収入済額	収入未済額	予算額に対する収入済額 増	予算額に対する収入済額 減	備考
1 村税	15・730・000円	16・191・140	10・294・404	5・896・736		5・435・596	
2 地方交付税	12・260・000	10・611・000	10 611・000			1・649・000	

〔以下次号〕